

国民健康保険税率をお知らせします

国保税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、本町が下記項目ごとに保険税率（額）を決定し、加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度（4月～翌年3月）ごとに一世帯単位で計算されます。

今年度の1人あたり保険税額は約59,071円となる見込みです。（昨年度は約56,404円）

※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。

課税限度額の改定

基礎課税額の医療保険分に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、24万円から26万円に改定します。

所得申告をしていますか？

所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなっていることがあります。必ず役場税務住民課（☎75-4117）へ申告してください。

町税のお支払いが困難な場合

収入や所得が減少し、納付が困難な場合は、徴収猶予や減免を受けられる制度がありますので、税務住民課まで問合せください。また、制度に該当しない場合も含め相談は随時受け付けていますので、気軽に相談ください。

国保税計算方法

	医療給付分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳)
所得割 世帯の所得に応じて計算	所得基礎額 ×4.51% (昨年4.51%)	所得基礎額 ×1.34% (昨年1.34%)	所得基礎額 ×1.09% (昨年1.09%)
均等割 一人につきいくらと計算	1人 18,500円 (昨年18,500円)	1人 5,400円 (昨年5,400円)	1人 5,500円 (昨年5,500円)
平等割 一世帯につきいくらと計算	1人 11,800円 (昨年11,800円)	1人 3,500円 (昨年3,500円)	1人 2,700円 (昨年2,700円)
あなたの世帯の保険税額は？	円 限度額66万円	円 限度額26万円 (昨年 24万円)	円 限度額17万円



問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4117